「さがつく木のインテリアデザイン創出事業」業務委託 募集要領

1 委託名 「さがつく木のインテリアデザイン創出事業」業務委託

2 事業の目的

佐賀県産木材(以下「県産木材」という。)のイメージアップを図るため、県内の大工・工務店や家具業者等と、著名なデザイナーが連携した「佐賀ならではの取組であり」かつ、木の「心地よさ」や「かっこよさ」などがアピールできる、県産木材による「木のインテリア(家具を含めた内装空間)」で商業スペースやオフィスなどをリノベーションし、モデルルームとして活用する。

あわせて「木のインテリア」を設計・提案できる木のインテリアアドバイザーを養成することにより、木にこだわった木造建築物を増加させ、県産木材の需要拡大を図る。

3 業務内容

- (1) リノベーションする物件の募集・選定
 - ア 「佐賀県産木材」地産地消の応援団が取り扱っている物件の中から募集し、地域バランス を考慮し3棟を選定する。なお、募集するモデルルームは、住宅、商業スペース、オフィス とする。
 - イ スケジュール
 - ・平成30年 7月上旬 リノベーション物件の募集開始
 - ・平成30年 7月下旬 リノベーション物件の選定(モデル性の高い物件を選定)
- (2) デザインディレクター(建築家)による活動
 - ア 「木のインテリア」でリノベーションする物件の建築設計・監理の監修
 - イ (1)アの物件(3棟)ごとにデザイナー(建築家)を招集・選定(7月下旬)
 - ウ 「木のインテリア」ワークショップの開催時における講師等(3回)
 - エ さがつく木のインテリアデザイン創出事業の総括管理(クオリティコントロール) ※デザインディレクター(建築家)として求める人材は以下のとおり。
 - (ア) 「さがデザイン」を理解し、「木のインテリア(家具を含めた内装空間)」を設計・監理の監修ができる者。
 - (イ)木の特性(県産木材=主にスギ、ヒノキ)を活かしたデザインができる者。
 - (ウ) 林業・木材に関する専門的知識や活動実績・経験年数は不問。ただし、デザイナー(建築家)としての活動実績や経験年数は企画提案書に記載すること。
 - (エ) 受託者に所属している者でなく、他企業等(他県含む)からの招請も可。
- (3) 「木のインテリア」ワークショップの開催
 - ア 「木のインテリア」アドバイザー養成
 - (ア) ワークショップメンバー募集
 - ·平成30年 7月下旬~8月中旬予定
 - ・物件ごとに5名ずつ募集(3班×5名)
 - ・メンバーについては、大工・工務店、素材生産業、製材業、建具・家具製造業者、設計士等
 - (イ) ワークショップスケジュール
 - ・平成30年 8月下旬予定 第1回目の開催(設計前)
 - ・平成30年11月中旬予定 第2回目の開催(設計完了後)
 - ・平成31年 2月中旬予定 第3回目の開催(施工完了後)
 - (ウ)準備
 - ・企画会議の開催(3回程度)

- ・各デザイナー及びアドバイザー候補生との連絡調整等
- ・ワークショップ当日の資料作成
- (4) 広報

普及PR資材の作成

- ・「木のインテリア」モデルルームのパンフレットの企画及び製作(2月) ※完成したモデルルームだけでなく、リノベーションに至る経過をまとめたものとする
- 4 委託期間 (契約の日)~平成31年3月8日
- 5 委託予定金額 9,973千円以内(消費税及び地方消費税額を含む)

企画申請書提出の際は、9,973千円(消費税及び地方消費税額を含む。)を上限額として見積もること。(※見積金額は積上げにより算定するものとし、値引きによる調整は行わないこと。)

6 委託業者の資格要件

次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 佐賀県内に事業所を置く法人(企業、NPO法人)とする。 なお、資格参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号) に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又 は民事再生手続開始の申立てがなされているものであっても、更生計画の認可又は再生計 画の認可の決定が確定された者を除く。)でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げるものが、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条 第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって 暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に 暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7 募集方法

県のホームページに企画コンペを実施する旨の案内を掲載する。

8 事前説明会

企画コンペの実施にあたり、業務の内容や企画提案書等についての事前説明会を次のとおり開催 する。※企画コンペに参加を希望する者は必ず参加すること。 (1) 日時:平成30年5月30日(水曜日) 14時から

(2) 場所:佐賀県庁新館10階南西角 農林水産部会議室

9 事前説明会への参加申込

事前説明会への参加を希望する者は、事前説明会参加申込書(第1号様式)に必要事項を記入の上、平成30年5月28日(月曜日)17時までにFAX又はメールにより、「14 問い合わせ先」の佐賀県農林水産部林業課まで必ず提出すること。

10 企画コンペへの参加申込

コンペに参加を希望する者は、事前説明会時に配布する企画コンペ参加申込書(第2号様式)に必要事項を記入の上、平成30年6月13日(水曜日)17時までに郵送又は持参により、「14問い合わせ先」の佐賀県農林水産部林業課まで提出すること。

11 質問の受付

本件に関する質問については、事前説明会以外では別紙様式により、6月5日(火曜日)までにFAX又はEメールで行うこと。

12 企画提案書の提出

- (1)提出物
 - ・「さがつく木のインテリアデザイン創出事業」業務委託企画提案書(申請書類(ア)~(オ))
 - (ア)企画提案書(第3号様式)(イ)見積書(第4号様式)
 - (ウ) 法人に関する調書(第5号様式)(エ)法人の定款、規約等
 - (オ) 直近1事業年度の実績報告書及び決算書

企画コンペ参加者1者につき、1提案とし、提案する費用の総額は委託予定金額を参照する こと。

- (2) 提出部数:5部
- (3)提出期限:平成30年6月15日(金曜日)17時まで
- (4)提出方法:郵送又は持参(郵送の場合は提出期限日必着)
- (5)提出先:佐賀県農林水産部林業課(〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59)

13 企画コンペの審査方法

(1) プレゼンテーションの実施

ア 日時:平成30年6月22日(金曜日) 13時から

イ 場所:佐賀県庁新館11階6号会議室

ウ 方法:コンペ参加者は、当日持参した企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。 また、プレゼンテーションの時間は、1者当り20分(説明15分、質疑応答5分) とする。

工 注意事項

- ・プレゼンテーションの順番については、企画コンペ参加申込書の受付順とする。
- ・参加者数の状況によっては、場所を変更することがある。
- ・日時詳細については、別途、企画コンペ参加申込書の提出事業者等に通知する。
- ・スクリーン、プロジェクター、パソコンが必要な場合は県で用意するので、前日までに担 当者に連絡すること
- ・企画コンペ参加者は、他の参加者の企画コンペ提案内容を傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合には、参加辞退として取り扱う。
- ・虚偽の掲載をした参加申込等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業

者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。

(2)企画提案書の審査方法

提出された資料及びプレゼンテーションの結果に基づき、別途設置する審査会において、審査項目について公正な審議を行い、最優秀提案事業者を選定し、その者を契約交渉の相手方として特定する。ただし、評価が一定水準に達しない場合は、契約交渉の相手方として特定しない場合もある。

なお、1事業者のみの場合でも、プレゼンテーション及び審査は実施する。

(3)審査基準

審査委員会において、下記の審査項目に従って、提出された企画提案書等について評価を 行い、委託業者1者を選定する。

- ア 企画提案内容:企画提案が魅力的かつ効果的な内容となっているか
- イ 実施体制:関係者と調整し、計画を適正かつ確実に実施する体制を有するか
- ウ 見積額:見積の積算は妥当か、また、費用対効果が優れているか

(4) その他

- ア本企画提案の応募に係る経費はすべて提案者の負担とする。
- イ 提出された書類は返却しないものとする。
- ウ 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブ ルがないようにすること。
- エ それぞれの審査結果は速やかに通知する。

14 委託契約の締結について

企画が採用された団体については、県と協議の上、佐賀県財務規則等の関係法令の規定に基づき委託契約を締結するものとする。

15 問い合わせ先

T840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県農林水産部林業課林産振興担当:森口、白藤

TEL: 0952-25-7133 FAX: 0952-25-7283

メール: ringyou@pref.saga.lg.jp

この募集に伴い収集した個人情報は、本事業に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで 定めています。